

犬・猫の多頭飼い主さん、法規が変わりました

7月1日から、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、**犬及び猫を合計10頭以上飼っている方**は、岐阜県(可茂保健所)への届出が義務づけられます。

多頭飼養の届出

7月1日時点で、犬及び猫(いずれも生後90日以下のものを除く)を合計10頭以上飼っている方は、7月1日から30日以内に届出が必要です。(第一種動物取扱業を営んでいる方などを除く)

変更の届出

多頭飼養の届出事項に変更があった日から30日以内に届出が必要です。

廃止の届出

犬及び猫を飼うのをやめたとき、飼っている犬及び猫の合計数が10頭未満となったときは、速やかに届出が必要です。

罰則

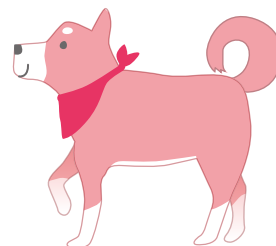
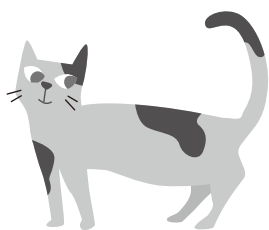
届出をしない、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処せられます。

【多頭飼養の届出先】可茂保健所 生活衛生課 薬事衛生指導係

住所：美濃加茂市下古井2610-1 TEL：0574-25-3111(代表)

詳細はこちら HP：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/125950.html>

問い合わせ先 水道環境課 ☎66-2407



飼い主さん
お願いします
ニャ

家庭廃棄物処理器設置補助金を交付しています

家庭から出る生ごみの減量化と、剪定枝などの枝葉の野焼き防止の一環として、家庭廃棄物処理器(電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、堆肥化容器(コンポスト容器を除く)、枝葉粉碎機)を購入し、設置された方に補助金を交付しています。

補助金交付の申請をされる方は、家庭廃棄物処理器の購入後、領収書(メーカーおよび型式の記載があるもの)と印鑑を持って、水道環境課へお越しください。



種類	金額
電気式生ごみ処理機・枝葉粉碎機	購入価格の2分の1以内、100円未満切捨 (限度額 20,000円)
コンポスト容器・堆肥化容器	購入価格の2分の1以内、100円未満切捨 (限度額 3,000円)

※電気式生ごみ処理機・枝葉粉碎機は、年間一世帯につき1台を限度とします。

問い合わせ先 水道環境課 ☎66-2407